

(5) 発達等の支援を必要とする子どもの保育

保育園は、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあう場です。一人一人の子どもが安心して生活できる環境となるよう、障がいや発達上の様々な課題など、状況に応じて適切に配慮する必要があります。

こうした環境の下、子どもたちが共に過ごす経験は、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の基盤になると考えられます。

保育士は子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握するとともに、保育園の生活の中での育ちや、困難な状態を理解することが大切です。

関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開するように留意していきます。また、子どもの発達に資するよう、家庭や医療機関、保育関係機関、地域などと連携して子どもの育ちを支援していくことが大切です。

1	個別の指導計画を保育士等で共有し、子どもの状況と成長に応じた保育が行えるようにしている。	
2	子どもの状態に応じた環境設備に配慮している。	
3	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
4	子どもにとって課題となっていることが生じやすい場面や状況・理由などを適切にとらえ、具体的な目標や見通しをもって関わっている。	
5	保護者との連携を密にして保育園での生活に配慮している。	
6	保護者の悩みに寄り添い、子どもの育ちや保護者の置かれた状況に関して、共に考える姿勢をもっている。	
7	子どもや保護者の様子、施設の対応等について、定期的に職員間で話し合う機会をもち、共通理解を深めて保育にあたっている。	
8	保育士等は様々な子どもの育ちの特性や関わり方などについて、研修などにより必要な知識や情報を得ている。	
9	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けられるよう連携を図っている。	
10	小学校への切れ目のない支援として繋げていくために、サポートファイルや個別の支援・指導計画を活用する体制を整えている。	